

由利本荘市プレミアム商品券事業 実施要綱

令和4年6月17日
由利本荘市商工会

1 目的

市内の飲食店及び小売店で使用できるプレミアム商品券を発行することで、新型コロナウイルスで影響を受けた飲食店及び小売店の売上及び利益増加の一助となることを目的とする。

2 名称

由利本荘市プレミアム商品券

3 実施主体

由利本荘市商工会

4 事業内容

総額4億円分の商品券発行
(うちプレミアム分は30%、1億2,000万円)

5 事業スケジュール

(1) 加盟店募集

令和4年6月6日(月)～令和4年11月30日(水)

(2) 商品券販売期間

令和4年7月30日(土)～令和4年8月26日(金)

(3) 商品券使用期間

令和4年7月30日(土)～令和5年1月9日(月)

(4) 加盟店換金受付期間

令和4年8月1日(月)～令和5年1月31日(火)

1か月2回の清算(精算日は後日公開)

※加盟店からの換金請求(商品券回収)に基づき、指定口座へ送金する。

※換金受付窓口は、羽後信用金庫(由利本荘市内本支店)窓口とし、受付時間は通常営業時間内とする。

※換金手数料は無料とする。

※円滑な送金業務を実現するため、振込口座は羽後信用金庫を推奨する。

6 販売窓口

(1) 羽後信用金庫(由利本荘市内本支店)

※販売時間は通常営業時間内(平日9:00～15:00、ただし一部店舗については昼休業(11:30～12:30)有り)とする。

(2) 土日販売(しんきんプラザほか)

※販売日時、場所については別に定める。

7 販売方法並びに購入限度額

(1) 商品券：額面1,000円の10枚(1セット10,000円分)を7,000円で販売する。

(2) 購入引換券を持参した者にのみ、商品券を販売する。

8 加盟店への登録資格

原則として由利本荘市内に店舗を有する飲食店、小売店とし登録料は無料とする。ただし、大規模小売店舗立地法にもとづく店舗面積が1,000㎡を超える店舗を除く。

9 その他

上記に記載の無い事項については、由利本荘市と協議の上、由利本荘市商工会が別に定める。